

2021（令和3）年10月14日

宗像薬剤師会会員薬局間における医薬品譲受・譲渡の手順

医薬品を購入・受領する薬局（譲受人）	医薬品を販売・授与する薬局（譲渡人）
<ul style="list-style-type: none"><li>●電話で分譲を頼み、了解を得られたら、譲受・譲渡書（以下、分譲書）に必要事項を記載し FAX 送信する</li><li>●譲渡薬局（譲渡人）へ分譲書の原本と薬局開設許可書の写しを持参する</li><li>●譲渡薬局から FAX に必要事項を追記した分譲書と医薬品を受け取る併せて譲渡薬局の開設許可書も確認する</li><li>●双方で分譲書を3年間保存する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●電話で分譲依頼を受ける</li><li>●譲受薬局より FAX されてきた分譲書（以下、FAX）に必要事項を記載</li><li>●譲受薬局より分譲書の原本と薬局開設許可書の写しを受け取る併せて担当者の身分確認を行う</li><li>●譲受薬局に FAX に必要事項を追記した分譲書と医薬品を渡す</li><li>●分譲書の原本に必要事項を記載の上、双方で譲受・譲渡書を3年間保存する</li></ul>

宗像薬剤師会分譲ルール

①価格は薬価で計算

容器代は譲渡薬局（販売側）に従う。

納入価が薬価より高い（逆ザヤ）医薬品の販売価格は譲渡薬局の意向に従う。

②消費税は品目ごとではなく、医薬品の合計金額に対して計算する。

また、医薬品の合計金額＋消費税の小数点以下を四捨五入する

薬局のシステム等で異なる計算方法（切り捨て・切り上げ・品目毎の四捨五入等）になる場合は予め譲渡薬局に相談すること。

③譲受薬局（購入側）は毎回薬局開設許可書の写しを譲渡薬局（販売側）に渡すこと

譲渡薬局側は分譲書（原本）と一緒に薬局開設許可書の写しを受け取り分譲書と一緒に保存する。

④氏名欄は取引を行う当事者の氏名を記載すること

代表者の氏名などではなく、薬の受け取り・受け渡しを行う者が記載する。

取引時に双方で名札を確認し、チェック欄に✓を入れる。

⑤分譲書は双方で3年間保存すること

・新しい分譲書 2021（令和 3）年 11 月版を宗像薬剤師会のホームページに掲載しているの  
でご利用下さい。

青字は譲受薬局が、赤字は譲渡薬局が記載する部分を示しています。

・譲受・譲渡書はこれに限るものではないので薬局独自のもので差し支えありませんが、こ  
の文書の内容（領収書部分を除く）が必要最低限のものであることとします。

「双方が取引を行った者の氏名を確認したこと」と「双方が最新の許可証（又はその写し）  
を確認したこと」がわかるようにして下さい。

令和 3 年 4 月 22 日

ルール①文言変更・追記

・納入価が薬価より高い（逆ザヤ）の医薬品の販売価格については譲渡薬局の意向によるも  
のとしします。

令和 3 年 10 月 14 日

令和 3 年 11 月より取引金額の計算を薬価のみから薬価＋消費税とする

・周辺地域、大手チェーン店、卸による小分け分譲の状況に合わせ消費税を計算するものと  
します。